

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	朴 貞憲 (ぱく ちょんひ)
○学位の種類	博士 (国際関係学)
○授与番号	甲 第 1108 号
○授与年月日	2016 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	韓国の新自由主義的グローバル化時代におけるニューライト 運動研究 ニューライト運動形成および帰結を取り巻く「政治的機会・脅威」 と組織化を中心に
○審査委員	(主査) 中戸 祐夫 (立命館大学国際関係学部教授) 文 京洙 (立命館大学国際関係学部特別任用教員 A (教授)) 山下 英愛 (文教大学文学部教授)

<論文の内容の要旨>

本学位請求論文は、韓国のニューライト運動の 2000 年代半ばにおける台頭から 2000 年代末以降の停滞局面に至る過程を、近年の社会運動研究の到達点を示す「政治的機会構造論」の理論的枠組みを援用しつつ、西欧の新保守主義 (Neo-Conservatism) 運動との対比を踏まえて考察した論文である。

序章では、そうした本論文の課題や、ニューライト運動の総合的かつ体系的な研究としての、そして保守主義の国際的な比較研究としての本論文の意義が述べられるとともに (第一節)、先行研究のサーベイとして、植民地近代化論や、ニューライトの歴史観を批判する歴史学的研究、ニューライトの主張・イデオロギーに対する政治学的、社会学的研究、さらには社会運動論的観点からの研究の 3 つの潮流について紹介しつつ本研究の上述したような意義が述べられている (第二節)。第三節では「集合行為論」(The Logic of Collective Action) → 合理的行為者理論 (Rational Actor Theory) → 「資源動員論 (Resource Mobilization Model)」 → 「政治的機会構造 (POS 論)」にいたる社会運動論の流れが検討され、本研究の方法論が確定される。第三節では「研究対象」として、「理念型ニューライトネットワーク」、「大衆化型ニューライト全国連合」、そして「中道保守・先進化型ニューライト」のニューライト運動の 3 潮流を確認した上で本研究の構成が示される。

第一章では、世界的な新自由主義と新保守主義の概念と系譜の検討を前提に、韓国のニューライトが掲げている「自由主義」「保守主義」「反北朝鮮イデオロギー」「先進化」、そして「共同体主義」などの運動イデオロギーの内容と動員構造の特徴が検討されている。そのような検討を通して、ニューライト運動の水源としてキリスト教保守主義と「転向 386 世代」が指摘できること、欧米の場合、新保守主義が福祉国家の危機から登場したのに対して、韓国の場合、分断体制という韓国の特殊性と、進歩派政権（金大中・盧武鉉政権）下での新自由主義グローバル化の進展による社会的リスク構造の深化という独自の背景をもつことなど、韓国的脈絡でのニューライトのイデオロギーや動員構造の特徴が明らかにされている。

第二章では、ニューライト運動の「外部的要因」が「政治的機会・脅威」という観点から明らかにされている。社会的には IMF 通貨危機以後の韓国社会の急激なグローバル化の進展にともなう社会的リスクやストレスの拡大、本格的なヘゲモニー競争の場としての市民社会の胎動を前提に南北融和を掲げる進歩派勢力・政権に対する対抗運動として国家依存的な保守勢力が保守的社会運動に再編され、いわば市民社会のなかの独自の思想・社会運動の潮流として自立すること、さらに進歩派政権の挫折が保守勢力にもたらした政治的機会などが検討されている。

第三章では、上記の3つの潮流として識別されたニューライト運動を構成する各団体・組織の組織化過程や特質が、ニューライト各組織の創立宣言文および運動構成員の新聞・雑誌記事のインタビュー内容などを通じて分析される。分析を通して、ニューライト運動が異なる性格をもつ多数の運動組織が、ニューライトという運動イデオロギーに共感しながらも、組織化と展開過程を通じて協力と連携あるいは対立と分裂などを繰り返してきたことが示される。

第四章では、第三章の記述を前提に、ニューライト運動の既存の保守主義との違いとして、自由主義の強調（とりわけ新自由主義的な経済政策への執着）、貧困や格差克服のための共同体主義的な連帯や開発主義の強調、人権・民主主義的な規範による北朝鮮批判などが指摘され、一時期は成功した運動として社会的な影響も拡大したが、反北朝鮮イデオロギー、経済成長や軍事的安全保障、社会統制のような抑圧的秩序と関わるイシューでは、従来の保守勢力以上の新味を打ち出すことが出来ななかったという“限界”が指摘される。さらにニューライト運動の停滞の要因として、運動内部の路線対立など内部的な要因と、ニューライトに近い保守政権（李明博政権）の国政運営の失敗、近代史教科書問題における親日イメージの拡散などが指摘される。

「終章」では、本研究の概要を振り返って、ニューライト運動をとりまく「政治的機会構造」、運動の登場する要因、組織化過程、そして停滞局面があらためて纏められる。さらに停滞局面の調査の過程で、多文化主義の強調など近年のニューライト運動に新しい展開がみられることが指摘されているが、その背景や内実の検討については今後の課題とされている。

<論文審査の結果の要旨>

論文審査の結果、本研究が、対象とする時期や運動の範囲という面で断片的なものにとどまっていたこれまでの韓国の保守主義やニューライト研究に対して、ニューライト運動に関する、社会運動研究の理論的な到達点を踏まえた総合的かつ体系的な研究であり、広く現代韓国の政治社会の特質を照らし出すうえで貴重な試みであること、さらに新たに再編過程を経て現代世界の主要な潮流の一つとして定着しつつある新保守主義の比較分析として意義をもつという点で、審査委員会は一致した。

さらに、本研究の意義として以下のような諸点があげられた点でも審査委員会で一致をみた。

まず、西欧における新自由主義や新保守主義概念との対比を踏まえ、韓国のニューライト運動が市場機能の擁護と過度な平等志向の排除などを特徴とする新自由主義的論理と秩序や権威を強調する伝統的保守主義の論理の結合に特徴があることなどその独自性が明らかにされていること。

第二に、ニューライト運動の登場する要因について、一般的に論じられている進歩派政権 10 年に対する保守勢力の脅威認識に加え、社会経済的要因として新自由主義的グローバル化による社会的リスクやストレスの深刻化から生まれた“機会”がより重要な要因であったこと、この点は、福祉国家の危機から登場した西欧の新保守主義とも異なる特徴として指摘できることが明らかにされていること。

第三にニューライト運動をになった組織・団体が組織化過程や活動形態、イデオロギー、運動構成員、動員構造、そして連携の度合いなどで多様な実態をもつこと、そうした実態が「理念型ニューライトネットワーク」、「大衆化型ニューライト全国連合」、そして「中道保守・先進化型ニューライト」という三つの類型に則して検討され、韓国のニューライト研究の基礎となるフレームワークが示されていること。

最後に、ニューライト運動の意義と帰結について、既存の研究では及んでいない、新保守主義政権の下での停滞局面が検証され、その背景として、運動内部の対立、保守政権の国政運営の失敗、近現代史教科書問題における親日イメージなどが検証されていること。

こうした共通した評価に加え、外部審査員の山下英愛氏は、“韓流”現象など韓国の社会文化研究の専門家としての立場から、2004 年を前後する時期のニューライト運動の台頭が東アジアで韓流現象が巻き起こる時期と軌を一にしている点、非常に興味深いこと、その頃の韓国社会の市民文化の変容を均衡のとれた視点から総体として把握する上で本論文が重要な貢献となる点が指摘された。

一方、山下英愛氏から、本研究が、ニューライト運動が一枚岩ではないことを指摘した点を評価しつつも、本研究におけるニューライト運動の類型化が主として既存の研究論文や報道資料などを通じてなされていることについて、実態分析として充分とはいえないという指摘があった。ニューライトの衰退の原因とされた植民地近代化論

や日本軍慰安婦問題についても、現実には当事者の意図に反した報道や、単純化や誤解も相当にみられ、停滞や衰退の言われる現状では、一つの思想・運動の潮流として括って把握することが困難なほど一人一人の論者に多様性がみられること、さらに言えば、李明博政権下での運動の停滞とみえるものはむしろ運動の一層の多様化や拡散として捉えられる面もあるのでは、という見解も示された。

他の審査員からも本研究が文献や報道資料の調査分析にとどまっていて、現地の当事者へのインタビューなどを含むフィールド調査が不十分であるとの指摘がなされた。さらに停滞局面とされている時期のニューライト運動の分析と新しい展開との関連が課題として残されていること、文章面で韓国語的表現を日本語に置き換えたときに生じる不正確さや曖昧さが依然として散見されることなどが問題点として指摘された。しかし、以上のような問題点が上記で明らかにしたような韓国の社会運動研究にもつ本研究の貢献を決して損ねるものではないこと、本論文提出者がこうした問題点を課題として自覚し、今後の研究で発展的に補っていく力量が本論文の内容から充分にうかがえることなどから、3名の審査委員の評価は本論文が課程博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

最後に、博士論文としての形式的要件については、本文合計約 17 万字近くに達する字数であり、要件を満たしている。また、論文の構成についても、先行研究のサーベイから社会運動研究の到達点を踏まえた韓国のニューライト運動の総合的・体系的な研究として全体として一貫した構成となっている。注、文献リスト一覧についても、日本語・英語・韓国語の文献についてもそれぞれ適切な様式で作成されている。

<試験または学力確認の結果の要旨>

2016年4月28日(木)4時30分~6時30分恒心館727号にて、本論文の提出を受けて、公開審査会が実施された。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告のあと、3名の審査委員及び参加者による質疑応答が行われた。質疑は、山下氏の論評や質問を中心に、①2000年代中盤から末にかけての韓国の市民社会(市民文化)の全体としての特徴や推移に関わること、②ニューライト運動の担い手をされてきた人物の個々の具体的な主張や活動、さらに③ニューライト運動の停滞期とされる時期をどう捉えるか、といった論点を中心に行われた。①については、従来の韓国の市民社会研究が権力や行政への異議申し立てや対抗運動を中心に捉える場合が多く、一面的な性格を免れていなかったが、本研究が韓国の市民社会のよりバランスのとれた総合的研究の基礎を提供しようという応答があった。②については、3つの潮流への類型化は、それがあくまでも分析をすすめる上での参照基準(Frame of reference)として示したものであり、固定的なものとは考えていない、今後、インタビューなどフィールド調査をすすめるなかで検証していきたい旨の応答があった。③の停滞局面については、参与連帯に代表される韓国の異議申し立て型、もしくはアドボカシー型の市民

運動についても金大中・盧武鉉の進歩派政権の成立によって大統領府の組織する委員会制度などに人材が吸収されて逆に停滞や危機に直面するという「民主化の逆説」ともいえる現象があり、非権力者による政治参加やムーブメントとされる社会運動と政治権力との関係についてより精緻な分析が必要である旨、審査委員から提起された。

概して審査会での本論文提出者の応答は適切であり、審査委員から提起された課題についても、今後の研究の展開のなかで十分に果たされうる見込みが窺えることから本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していると判断される。

以上から、当委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規程第 18 条第 1 項に該当することを確認し、朴貞憲氏に、「博士（国際関係学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。